

ふくいメディカルネット端末の取扱規程

第1条（目的）

本規程は、ふくいメディカルネット（以下「本システム」という）の運用に使用するパソコン（以下「端末」という）の購入、所有、管理およびセットアップに関する事項を定め、円滑かつ安全なシステム運用を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「協議会」とは、本システムの管理運営を行うふくい医療情報連携システム運営協議会をいう。
- 2 「参加機関」とは、本システムを利用する医療機関や保険薬局、訪問看護ステーション等をいう。
- 3 「端末」とは、協議会が本システム利用のために購入し、利用機関にて使用するパソコンのことをいう。

第3条（端末の購入）

- 1 端末は、参加機関が協議会の指定する仕様に基づき、原則協議会が斡旋する端末を購入するものとする。
- 2 端末の購入費用は、年度初めの新規導入時および年度途中の追加導入時を問わず、全額を原則参加機関の負担とする。

第4条（所有権）

- 1 令和8年度以降に購入した端末の所有権は、当該参加機関に帰属する。
- 2 令和8年度以降に購入した端末の所有権に関しては、システムからの退会をされた場合においても協議会への返却も求めないものとする。

第5条（初回セットアップ費用）

本システム利用に必要な初回セットアップ（VPN設定、ソフトウェア導入等）に要する費用および協議会が一斉に実施する端末更新時のセットアップの費用は原則として協議会が負担する。

第6条（再セットアップ費用）

- 1 端末の故障、紛失、交換、初期化等により再セットアップが必要となった場合、その費用は参加機関の負担とする。

2 前項の再セットアップには、協議会が実施する場合および協議会が指定する事業者
に委託する場合を含む。

第7条（セットアップ費用）

端末1台当たりのセットアップ費用はセットアップ時点での時価とする。

第8条（管理責任）

端末の保管、運用、セキュリティ対策、故障対応等は、所有者である参加機関の責任に
おいて適切に実施する。

第9条（禁止事項）

参加機関は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- 1 本システムの運用に支障を及ぼすおそれのある設定変更
- 2 協議会が指定した構成を無断で変更する行為
- 3 端末を本システム以外の目的で使用し、セキュリティリスクを生じさせる行為

第10条（協議）

本規程に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議会と参加機関が協議
のうえ決定する。

第11条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、協議会の承認を経て行う。

第12条（規定の適応範囲）

本規定は、令和8年4月より適用する（ただしそれ以前の参加機関においては端末の所
有権は協議会に属する。

第13条（端末リプレイス時の取扱）

- 1 既に本システムに参加している機関および新たに参加する機関が、協議会の定める
更新時期において端末をリプレイスする場合、端末の購入費用は各機関の負担とする。
- 2 前項のリプレイスに伴うセットアップ費用は、年度初めに協議会が一斉に実施する
更新の場合に限り、協議会が負担する。
- 3 前項以外の時期に各機関が個別に実施するリプレイスについては、セットアップ費
用を含む一切の費用を当該機関の負担とする。

4 協議会は、リプレースの実施時期および対象端末について、必要に応じて別途定めることができる。

附 則

(施行日)

本規程は、令和8年4月21日から施行する。

区分（令和8年度以降）	端末購入費用	初回セットアップ費用	再セットアップ費用	リプレース時セットアップ費用
新規導入	参加機関負担	協議会負担	参加機関負担	—
追加導入	参加機関負担	協議会負担	参加機関負担	—
協議会が定める一斉リプレース時	参加機関負担	—	—	協議会負担
年度途中個別リプレース（任意時期）	参加機関負担	—	—	参加機関負担